河川法第55条(河川保全区域)の許可申請

◎河川に隣接して行う行為は、河川管理施設(河岸・堤防・護岸)を損壊又は脆弱にし、洪水時などに災害を招く恐れがありますので、未然に防止するため、一定の行為について制限があります

そのため、次に該当する行為及び区域については申請が必要となります。

◎制限される行為

- 1 土地の掘削・盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為(耕転を除く)
- 2 工作物(建物)の新築又は改築
- ◎申請が必要な区域(さいたま県土整備事務所管内)
- ・河川境界から5m以内の場合は、上記の行為は申請が必要です。
- ・河川境界から5mを超えて保全区域内で掘削などが1m以上の場合は、上記の行為は申請が必要です。

	水系	河	Ш	名	保 全	区	域	申	請	先	提出	部数			
※注1	利根川	綾	瀬	Ш	河川境界が	١Ġ	30m							例示	ŧ
	荒川	芝川	(青木水	門上流)	河岸から	5	30m								
	荒川	芝川	(青木橋	上流)	河岸から	5	10m				正	本	上担	己の	掘削など
※注2	荒川	芝川	(青木橋下流・	~門樋橋上流)	河岸から	<u>, </u>	10m				"-	4	行為	全て	1m以上
	荒川	芝川	(門樋橋下流	(~領家水門)	河岸から	<u>, </u>	10m				2	部			
	荒川	新	芝	Ш	河川境界が	۱6	30m			-	-	미	河川 5m	以内	保全区域
	荒川	竪		Ш	河岸から	<u>, </u>	20m		いたる	₽ ■務所					,— '
	荒川	藤右衛門川			河岸から	<u>, </u>	20m	水工正隔于初川							
	利根川	伝	右	Ш	河岸から	5	20m								
	荒川	菖	蒲	Ш	河岸から	,	20m				正	本			
	荒川	緑	,	Ш	河岸から	<u>`</u>	20m								
	荒川	笹	目	Ш	河岸から	<u> </u>	20m				1	部			
	荒川	鴨		Ш	河川境界が	١Ġ	20m								

- (注1):綾瀬川の申請先はさいたま県土整備事務所ですが、河川改修・維持管理は総合治水事務所で所管しています。
- さいたま果土整備事務所から必要に応じて総合治水事務所に協議(打合せ)のお願いをする場合があります。 (注2):芝川(青木橋下流・門樋橋上流)の申請先はさいたま県土整備事務所ですが、河川改修・維持管理は川口市河川課で 所管しています。
- さいたま県土整備事務所から必要に応じて川口市河川課に協議(打合せ)のお願いをする場合があります。
- ●毛長川・辰井川に関しては保全区域はありません。

◎記入例(工作物の場合)

許 可 申 請 書

平成 年 月 日

さいたま県土整備事務所長 様

申請者 施主(土地の所有者等) 連絡先 書類を作成した代理人等

別紙のとおり河川法第 55 条の許可を申請します。

(河川保全区域の工作物の新築等)

1. 河川の名称 荒川水系 新芝川

2. 目 的 工場兼事務所の新築のため

3. 場 所 さいたま市南区沼影2-4-7

4. 工作物の名称又は種類 工場兼事務所

5. 工作物の構造又は能力 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階建 延床面積 543.21㎡

6. 工事の実施方法 請負施工 又は 自主施工

7. エ 期 日程を記入

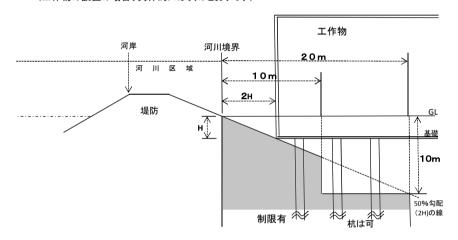
◎申請の添付図面(工作物の場合)

- 1 位置図・案内図(住宅地図可)
- 2 工作物の土地の配置図(平面図)で河川境界からの距離がわかるもの
- 3 工作物の設計図(平面図・断面図)
- 4 工作物の地下構造のわかる横断図(有堤部の図を参照) ※建築確認等で図面を作成している場合は利用して構いません。

◎制限の内容

1 河川に堤防がある場合(有堤部)

河川境界から10m以内の場合は50%の勾配(2H)の線より深くならないこと。 河川境界から10mを超えて20m以内の場合は10mより深くならないこと。 なお、杭については連続地中構造でない場合は、制限はありません。 (工作物の設置の場合、具体的には次のとおりです)



2 河川に堤防がない場合(無堤部)

河岸から3.25m以上離すこと。

できるだけ、河川境界から50%の勾配(2H)の線より深くならないこと。

さいたま県土整備事務所 河川環境対策・管理担当

住所 さいたま市南区沼影2-4-7 TEL. 048-861-2495

総合治水事務所

住所 春日部市緑町5-5-11 TEL. 048-737-2001